

(有) グリーンサービス・コスモス 経営健全化方針

この方針は、(有)グリーンサービス・コスモスに出資等の支援を行っている木城町が、(有)グリーンサービス・コスモスの抜本的改革を含む経営健全化のための方針を定めるものである。

1 作成年月日及び作成担当部署

作成年月日 平成31年 3月 1日

作成担当部署 木城町役場 産業振興課

2 (有) グリーンサービス・コスモスの概要

法人名 有限会社グリーンサービス・コスモス

代表者名 代表取締役 横田 学

所在地 木城町大字高城3927番地1

設立年月日 平成15年4月1日

資本金 99,170千円【木城町の出資額(出資割合) 98,000千円(98.8%)】

団体名	出資額(千円)	出資割合(%)
木城町	98,000	98.8
児湯農業協同組合	1,000	1.0
社員2名	170	0.2
合計	99,170	100.0

業務内容 早期水稻等農作業の受託

3 経営状況、財政的なリスクの現状及びこれまでの地方公共団体の関与

(有)グリーンサービス・コスモスは、本町における遊休農地や耕作放棄地の防止を主要な目的として設立され、農作業の受託等を通じて農業の生産力の維持向上や、地域農業の振興及び活性化に大きく貢献してきた。

しかし、事業運営に必要な施設機械の導入経費及び営農部門の不振による多額の債務が累積したことなどから、厳しい経営状況に置かれており、平成29年度決算において、農作業受託の売上げだけでは経費がまかなえず、経常損失が2,305,690円となっている。

木城町は、これまでに（有）グリーンサービス・コスモスに対し、出資金 98,000 千円のほか、機械購入費や運営費等の補助金（平成 15 年度～平成 29 年度までの実績：175,220 千円（国費 7,599 千円、県費 4,500 千円含む。）による運営面の支援も行っている。

経営状況については、毎年、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、実態把握を行い、議会等に対し説明を行っている。

また、（有）グリーンサービス・コスモスの設立と同じ年に認定農業者等により構成された「（有）グリーンサービス・コスモス管理運営委員会」において問題点や改善点を協議し、経営改善を進めてきた。

併せて、2～3ヶ月に一度、担当課である産業振興課と（有）グリーンサービス・コスモスとで「（有）グリーンサービス・コスモス経営会議」を開催し、（有）グリーンサービス・コスモスの経営計画の進捗状況を確認し、必要に応じ経営改善に向けた助言・指導を行ってきた。

4 抜本的改革を含む経営健全化の取組に係る検討

木城町は、これまでに（有）グリーンサービス・コスモスが、事業運営に必要な施設機械の導入経費及び営農部門の不振による多額の債務が累積し、厳しい経営状況となっていたことから、今後の債務累増の抑止と償還の実行性を確保した上で、町の負担を最小限とする（有）グリーンサービス・コスモスのあり方について存廃を含めて数次にわたる検討を行ってきた。

（1）平成 20 年 6 月策定「（有）グリーンサービス・コスモスの現状とその再建」の概要と成果

【概要】

昨今の農業を取り巻く情勢と本町の農業・農村事情を照らし合わせてみれば、将来の木城町の農業振興、農地保全、遊休農地の解消など期待と貢献が必定であることから、経営改善に向けた再建策を提示した。

【主な成果】

①出資者（株主）と経営者（役員）の責任の明確化

⇒責任の明確化を図るため、代表取締役を町長から副町長へ変更。

②経営の合理化

⇒社員数 5 名から 2 名へ削減及び営農部門の縮減実施（平成 23 年度完全撤退）。

③赤字補てん

⇒平成 20 年度（有）グリーンサービス・コスモス運営等補助金 29,600 千円。

④定期的な点検評価

⇒監査役を1名から2名体制とし、また、管理運営委員会を開催。

⑤町民への情報公開と議会への説明

⇒地方自治法第243条の3第2項に基づく決算報告。

⑥将来の統廃合等

⇒平成24年1月の「管理運営委員会」にて、現在指定管理として施設運営を行っている「菜っ葉屋」のあり方と、(有)グリーンサービス・コスモスのこれまでの取り組み及び成果等を踏まえて「解散」、「解散後、任意団体を設立」、「存続」のいずれかを選択することとした。

(2) 平成24年1月「管理運営委員会」にて存廃を含めた今後のあり方を検討

【検討の背景】

本町の農業経営体数は年々減少、農業従事者の高齢化、耕作放棄地の増加と、本町農業を取巻く情勢は大変厳しいものである。また、経営体数の内兼業農家が過半を占める本町においては、農地保全及び農家支援につながる取り組みがますます期待される状況にある。このことは、まさに(有)グリーンサービス・コスモスの設立の目的と一致する状況であるが、今後の財政負担等も考慮したうえで、存廃についての検討を行った。

【検討結果】

存 続 (存続する理由は、下記のとおり)

- ①農作業受託事業は、事業そのものの意義は十分あり、行政目的との一致度が高く、引き続き事業を継続することで、公共性、公営性を担うことができる。
- ②財政負担は生じるが、「解散」、「解散後、任意団体を設立」、「存続」の3つの選択肢の中では、財政負担が最小となる。
- ③菜っ葉屋事業については、併設する「湯らら」との管理体制を一体化することで、サービス内容等の相乗効果が期待できることなどから、収益性のある事業ではあるが、平成23年度をもって指定管理者の返還を実施し、事業を譲渡する。しかし、菜っ葉屋の譲渡に伴い、経営収支の悪化が予測され、資金不足が生じる恐れがある。

【町の方針】

「(有)グリーンサービス・コスモスは会社としては確かに経常赤字であるが、農家の高齢化や後継者不足のなか、条件不利地の遊休農地や荒廃農地の防止、認定農家の適期作業支援、兼業農家の過剰な設備投資の抑制等、公益目的を達成できる意義は大きいと考えており、事業運営の徹底的な効率化による健全経営への取り組みを前提に、(有)グリーンサービス・コスモスに対し町の財政支援を講じながら存続させていくこととする。」

5 抜本的改革を含む経営健全化のための具体的な対応

これまで、町は経営健全化の取組みに係る検討を、前述のとおり管理運営委員会や町議会等の意見を聞きながら進めてきたところである。現在においても厳しい経営状況にあることに変わりはないものの、平成20年度と平成23年度に実施した経営改善策において一定の効果はあったものと考えている。

しかし、(有)グリーンサービス・コスモスは独立した事業主体であり、その経営は自助努力によって行われるよう努めていかなければならない。そこで、これまでの経費の削減を実施しているが限界があるため、根本的には受託件数及び受託面積を増やし、売上高を増やす以外方法はないと考える。(有)グリーンサービス・コスモスは、平成29年9月より社員が1名増え2名体制となったことにより、今まで以上に効率的に受託作業を行える体制となったので、チラシの配布など積極的な営業活動を行うことにより受託面積を増やしていきたいと考えるが、町内に民間の同業者があるため受託面積を増やすことにも限界がある。また、受託面積を増やすことにより機械の消耗も早くなる。

このような現状において「第3セクター等の健全化方針の策定について(平成30年2月20日付け総財公第26号)」で求められる今後5年間の財政的なリスクの解消は困難であると考えている。

【売上高を増やすための今後5年間の新たな取り組み】

新たな取り組みとして、本町でも有害鳥獣による農作物の被害は年々深刻化していることから、有害鳥獣被害防止のための電柵設置、及び撤去作業の受託を行うことにより売上高を増やしたいと考えている。併せて、早期水稲刈取り後の受託件数が大きく減少する農閑期の早期水稲裏作の作物について、町が推奨する作物の受託を受け、年間を通して受託作業を行えるよう努めていく。また、営農活動をしていた際に取得した農地及び農業用機械については、順次処分を進めていくこととする。

長期的な取り組みとしては、(有)グリーンサービス・コスモスは、平成23年度をもって営農活動からは撤退しているが、本町に新たな農作物を導入する際の試験栽培実施の作業を担うことにより、本町に適した農作物を農家に普及させ、本町農家の所得向上につなげたいと考える。

(参考)

6 法人の財務状況

貸借対照表から	項目	金額(千円)		
		H27年度	H28年度	H29年度
	資産総額	25,581	27,318	32,209
	負債総額	1,703	1,071	2,175
	(うち当該地方公共団体からの借入金)	0	0	0
	純資産総額	23,878	26,247	30,034

損益計算書から	項目	金額(千円)		
		H27年度	H28年度	H29年度
	経常収益	10,788	11,461	12,294
	経常費用	15,925	14,222	15,225
	経常損益	-5,137	-2,761	-2,931
	経常外収益	5,556	5,312	6,900
	当期純利益	236	2,369	3,786